(名称)

第1条 本会は、「TOKYO BASE 096」と称する。

(目的)

- 第2条 本会は、次に掲げる事項を目的とする。
 - (1) 首都圏に在住する熊本市を愛する人々(この会則において、以下「愛熊者」という。)のコミュニケーションをさらに拡大し、及び愛熊者と熊本市とのネットワークを強くすること。
 - (2) 熊本市と愛熊者との双方向のネットワークを通じて、熊本市に関する情報の収集・発信を行うことにより、熊本市の振興・発展に貢献すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、熊本市の振興・発展に寄与すること。 (活動)
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
 - (1) 総会等の各種会合の開催
 - (2) 本会の目的達成に寄与する主体的な事業の企画及び実施
 - (3) SNS等の各種広報媒体を通じた熊本市及び本会の活動の広報活動
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、本会の目的の達成に資すると認められる活動 (会員)
- 第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、かつ、前条各号に掲げる活動に積極的に参画しようとする者とする。

(入会及び退会)

第5条 本会の会員になろうとするものは、別に定める方法により登録の手続をしなければならない。 本会を退会しようとするときも同様とする。

(役員の種類)

- 第6条 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会長
 - (2) 副会長
 - (3) 幹事

(会長)

- 第7条 会長は、総会において会員の中から互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理するとともに本会を代表する。
- 3 会長は、必要があると認めた場合は、顧問(アドバイザー)を置くことができる。 (副会長)
- 第8条 副会長は、2名以内とし、幹事の互選により決定する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 この場合において、副会長が2名いる場合にあっては会長が事前に指名した者がその職務を代理する ものとする。

(幹事)

第9条 幹事は、10名以内とし、会員の中から会長が指名する。

(役員の任期)

- 第10条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員は、任期満了の場合でも、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(総会等)

- 第11条 総会は、毎年1回会長が招集する。
- 2 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関する事項。ただし、軽微なものを除く。
 - (2) 会長及び副会長の選任に関する事項
 - (3) その他本会の運営に関する重要事項
- 3 総会の議決は、出席会員の過半数以上の同意を必要とする。
- 4 会長は、必要と認めたときに臨時会を開催することができる。
- 5 前項の規定により開催された臨時会の議決については、第3項の規定を準用する。 (幹事会及び部会)
- 第12条 本会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、必要に応じて会長が招集し、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 総会の議案に関する事項
 - (2) 次年度の事業計画の立案及び事業の実施に関する事項
 - (3) 部会の設置又は改廃に関する事項
 - (4) 軽微な会則の改廃に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項
- 3 幹事会に次の部会を置く。
 - (1) 学生部会(「#096」という。)
 - (2) その他幹事会において設置された部会
- 4 会長は、幹事の指名に当たっては、設置した部会から1名以上を選任するものとする。 (事務局)
- 第13条 本会に関する事務を処理するため、熊本市東京事務所に事務局を置く。
- 2 本会の事務局長は、熊本市東京事務所副所長をもって充てる。

(事業年度)

第14条 本会の事業は、年度をもって区分し、その年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31 日に終わる。

(委仟)

第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則(2020年1月30日議決)

- 1 この会則は、2020年1月1月30日の新組織設立準備会において議決し、2020年2月3日 から施行する。
- 2 この会則の施行の際、第6条に規定する会長及び副会長が選任されるまでの間は、当該役員の職務 については、代表幹事3名を新組織設立準備会において選出の上、当該代表幹事3名の合議により行 うものとする。
- 3 前項の規定により、代表幹事によりなされた手続その他の行為については、この会則の相当規定によりなされたものとみなす。